

令和 8 年第 3 回鉾田市議会定例会 提出議案

議案第 1 号	令和 7 年度鉾田市一般会計歳入歳出決算認定について 財政課
議案第 2 号	令和 7 年度鉾田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 保険年金課
議案第 3 号	令和 7 年度鉾田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 保険年金課
議案第 4 号	令和 7 年度鉾田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 介護保険課
議案第 5 号	令和 7 年度鉾田市水道事業会計収入支出決算認定について 水道課
議案第 6 号	令和 7 年度鉾田市下水道事業会計収入支出決算認定について 下水道課

議案第 1 号から議案第 6 号は、令和 7 年度鉾田市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計それぞれの歳入歳出及び収入支出決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するもの。

議案第 7 号 専決処分の承認について 財政課 令和 8 年度鉾田市一般会計補正予算（第 3 号）

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,179 万 3 千円を追加し、総額 260 億 7,889 万 3 千円に定めることを、令和 8 年 7 月 10 日付で専決処分したことについて、地方自治法の規定により、議会に報告し承認を求めるもの。

補正の内容は、省エネエアコン買換促進事業（追加分）（地方創生臨時交付金事業）を予算計上するもので、歳入において、国庫支出金を増額して収支の均衡を図るもの。

議案第 8 号 鉾田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について 子ども家庭課

本案は、令和 9 年 4 月から鉾田市立第一保育所を認定こども園へ移行するため、鉾田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第 9 号 鉾田市保育所設置条例の一部改正について 子ども家庭課

本案は、鉾田市立第一保育所が幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、所要の改正について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第 10 号 銚田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について…………… 子ども家庭課

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業の創設，児童に対する性暴力等の防止に係る措置，職員配置基準の見直しなど，所要の改正について，地方自治法の規定により，議会の議決を求めるもの。

議案第 11 号 銚田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について…………… 子ども家庭課

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業に関する基準を追加するほか，所要の改正について，地方自治法の規定により，議会の議決を求めるもの。

議案第 12 号 銚田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について…………… 子ども家庭課

本案は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の公布に伴い，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことから，児童対象性暴力等の防止に関する改正について，地方自治法の規定により，議会の議決を求めるもの。

議案第 13 号 銚田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について…………… 総務課

本案は，地方自治法施行規則の一部改正に伴い，認可地縁団体の認可等に係る告示については，代表者等の住所を告示することを廃止する等，所要の改正について，地方自治法の規定により，議会の議決を求めるもの。

議案第 14 号 銚田市消防団の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について…………… 危機管理課

本案は，本市消防団の団員数の減少に伴い，条例における団員定数と実団員数に乖離が生じていることから，適正な団員定数に改正するため，地方自治法の規定により，議会の議決を求めるもの。

議案第 15 号 銚田市税条例の一部改正について…………… 税務課

本案は，地方税法の改正に伴い，物価上昇等の社会経済情勢に対応した税負担の適正化を図るため，個人住民税における給与所得控除や扶養親族等に関する各種控除の見直し，課税標準額の引き上げを行い，また金融商品取引法及び資金決済に関する法律の改正を踏まえ，暗号資産に関する取扱いの見直しなど，その他所要の改正について，地方自治法の規定により，議会の議決を求めるもの。

議案第 16 号 鉾田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について…………… 教育総務課

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、利用特定個人情報に係る規定の整理について、所要の改正を行うため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案第 17 号 令和 8 年度鉾田市一般会計補正予算（第 4 号）…………… 財政課

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 6,014 万 7 千円を追加し、総額 267 億 3,904 万円に定めるほか、繰越明許費について保育幼児教育再編整備推進事業を設定し、地方債について D X 推進事業債外 1 件を追加するもの。

補正の主な内容は、介護施設に ICT を導入するための地域医療介護総合確保基金事業補助金、茨城県後期高齢者医療広域連合への医療費負担金、認定こども園整備に係る基本計画業務等委託料、児童 1 人当たり 1 万円を給付する子育て世帯応援事業（地方創生臨時交付金事業）、指定ごみ袋の在庫数減少に伴う指定ごみ袋作製委託料等、定期人事異動等に伴う人件費を増額し、出産育児一時金の一般会計からの繰り入れが廃止されたことに伴い国民健康保険特別会計繰出金、持続的農業確立推進事業（地方創生臨時交付金事業）における農業物価高騰対策支援金、中小企業等支援事業（地方創生臨時交付金事業）における中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金等を減額するもの。また、前年度決算確定に伴う地方財政法の規定等に基づく基金への積立を行うもので、歳入面で、県支出金、財産収入及び繰越金等を増額し、繰入金を減額して収支の均衡を図るもの。

議案第 18 号 令和 8 年度鉾田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

…………… 保険年金課

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,417 万 3 千円を追加し、総額 69 億 7,828 万 3 千円に定めるもの。

補正の主な内容は、前年度決算確定に伴う支払準備基金積立金、償還金及び一般会計繰出金を増額するもので、歳入面で、繰越金を増額し、繰入金を減額して収支の均衡を図るもの。

議案第 19 号 令和 8 年度鉾田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

…………… 保険年金課

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,343 万 3 千円を追加し、総額 9 億 6,990 万 2 千円に定めるもの。

補正の主な内容は、前年度決算確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金を増額するもので、歳入面で、繰越金を増額して収支の均衡を図るもの。

議案第 20 号 令和 8 年度鉾田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

..... 介護保険課

本案は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 66 万 4 千円を追加し、総額 54 億 5,499 万 5 千円に定めるもの。

補正の内容は、前年度決算確定に伴う介護給付費準備基金積立金、償還金及び一般会計繰出金を増額するもので、歳入面で、繰入金及び繰越金を増額して収支の均衡を図るもの。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 823 万 2 千円を追加し、総額 1,510 万 4 千円に定めるもの。

補正の内容は、前年度決算確定に伴う保険事業勘定繰出金を増額するもので、歳入面で、繰越金を増額して収支の均衡を図るもの。

議案第 21 号 令和 8 年度鉾田市水道事業会計補正予算（第 1 号） 水道課

本案は、収益的収入及び支出の既決の予定額にそれぞれ 189 万 8 千円を追加し、総額 12 億 4,051 万 6 千円に定めるもの。

補正の内容は、収益的支出において、定期人事異動に伴う人件費を増額し、収益的収入において、他会計補助金を増額するもの。

議案第 22 号 令和 8 年度鉾田市下水道事業会計補正予算（第 1 号） 下水道課

本案は、収益的収入及び支出の既決の予定額にそれぞれ 122 万 8 千円を追加し、総額 5 億 6,063 万 3 千円に定めるとともに、資本的支出について、支出間の補正を行うもの。

補正の内容は、収益的支出において、定期人事異動に伴う人件費を増額し、収益的収入において、他会計補助金を増額するもの。

また、資本的支出において、定期人事異動に伴う人件費について支出間を補正するもの。

議案第 23 号 人権擁護委員の推薦について 社会福祉課

議案第 23 号は、人権擁護委員の退任に伴い、人権擁護委員の推薦をしたいので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるもの。

報告第 1 号 令和 7 年度健全化判断比率について 財政課

本件は、令和 7 年度決算に基づき算定した令和 7 年度健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

報告第 2 号 令和 7 年度資金不足比率について 財政課

本件は、令和 7 年度決算に基づき算定した令和 7 年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

報告第3号 令和7年度鉾田市一般会計継続費精算報告書について…………… 教育総務課

本件は、令和6年度から継続事業であった旭中学校区統合小学校整備事業について、継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するもの。

報告第4号 公益財団法人鉾田市健康づくり財団の経営状況について…………… 健康増進課

本件は、市が出資する公益財団法人鉾田市健康づくり財団の経営状況について、地方自治法の規定により、議会に報告するもの。

報告第5号 令和7年度鉾田市水道事業会計予算繰越計算書の訂正について…………… 水道課

本件は、令和8年第2回定例会に提出した報告第3号令和7年度鉾田市水道事業会計予算繰越計算書を訂正したので、地方公営企業法の規定により、議会に報告するもの。